

参加費無料

- ・相続登記が申請義務化になったけど、まだ登記していないよ…
 - ・相続登記をしたいけど、どうすればいいんだろう…
 - ・土地や建物を持っているけど、万が一のときはどうしよう？
- そんなあなたのために！

8.5

水

講演会：10時30分～12時

無料相談会：13時～14時50分

神石高原町役場1階大会議室1

(広島県神石郡神石高原町小畠1701)

未来につなぐ相続登記 講演会・無料相談会

in 神石高原町

講演会

演題

10:30～11:20

「相続登記・遺言のススメ」

広島司法書士会 司法書士

11:25～11:50

「自筆証書遺言書保管制度について」

広島法務局福山支局職員

●予約は不要です

相続登記無料相談会

(先着9組)

司法書士が相談にお答えします

●事前予約制です (裏面をご覧ください)

●講演会を聴かれた方が対象です

○1組30分とさせていただきます

主催：未来につなぐ相続登記推進プロジェクト
(広島法務局&広島司法書士会)

共催：神石高原町

お問合せ先：広島法務局 民事行政調査官室

☎082-228-5690



不動産登記推進
イメージキャラクター
トウキツネ



広島司法書士会
公式キャラクター
ろっぽぽ

相続登記 無料相談会 申込方法

相談会の予約は、お電話又はメールで以下の必要事項をお伝えください（メールの件名は「相続会申込」）。

申込期間 令和8年6月25日(木)～7月29日(水)
申込先 神石高原町役場住民課
必要事項 **お名前、ご住所、電話番号、希望時間**
電話 0847-89-3334
Eメール jk-jyumin@town.jinsekikogen.lg.jp

相談時間

①13:00—13:30 ②13:40—14:10
③14:20—14:50

予約枠が限られているため、ご希望に添えない場合もございます。

提供された個人情報は、本会以外の目的で使用しません。

令和6年4月1日

相続登記の申請義務化

- 相続又は遺贈によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。
- 令和6年4月1日より**前に発生した相続**も対象です。
- 正当な理由がないのに申請を怠った場合、10万円以下の**過料**の適用対象に。



詳しくはこちら

令和8年4月1日

住所・名前変更登記の申請義務化

- 不動産の所有者は、住所・名前に変更があった日から**2年以内**に変更の登記の申請をしなければなりません。
- 令和8年4月1日より**前の変更**も対象です。
- 正当な理由がないのに申請を怠った場合、5万円以下の**過料**の適用対象に。



詳しくはこちら